

伊根町人権尊重のまちづくり条例(修正後案)

波穏やかな海に映える「舟屋」の町並みと、古より語り継がれてきた「浦嶋伝承」に象徴される、豊かな歴史と文化を守り抜いてきた私たちの町、それが伊根町（以下「町」という。）である。この風土の中で、私たちは互いを慈しみ、世代を超えて支え合う温かな地域社会を育んできた。

日本国憲法では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とし、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障しており、私たちは、町民一人ひとりがこの普遍的な権利を享受するとともに、自分らしく心豊かに暮らせる社会を次の世代へと引き継いでいかなければならない。

私たちは、この認識の下、今日まで人権尊重のまちづくりを推進し人権尊重の理念を広く町民に普及させるために、関係機関と連携しながら取組を進めてきた。

私たちは、差別が人間の尊厳を深く傷つけるものであることを認識し、いかなる差別も許さないという決意のもと、互いの多様性を「地域の力」として受け入れる寛容な心を育んでいかなければならない。

私たちは、この認識の下、町民一人ひとりの尊厳と人権の大切さを理解、共有するとともに、互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合うことができる地域社会、安心して暮らし続けられる「人権尊重のまちづくり」を推進することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての町民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、前条の規定に基づき、町民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（町民の責務）

第4条 町民は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

(推進計画)

第6条 町長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、推進計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

(相談体制等の充実)

第9条 町は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国、京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

(調査)

第10条 町は、人権侵害の実態の把握、人権施策の策定等に必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。